

政治倫理調査委員会委員の概要

- 1 委員 社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者：11人
 - ▶司法・会計の学識経験者：4人
 - ▶選挙権を有する市民：7人（うち3人公募）

- 2 任期 2年（令和6年1月18日から令和8年1月17日まで）

- 3 職務内容 市民から調査請求が出された場合に、市長または議長の求めに応じて調査・報告
 - ※ 調査請求：次の①～③について、市民100人以上の署名に証拠資料を添えて行う。
 - ① 「龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例」第2条に違反する疑い
 - ② 同第3条又は同第4条に違反する疑い
 - ③ 同第5条に違反する疑い

- 4 その他 今回の募集に係る委員の決定後に、委員長・副委員長を選出するため、1月中旬頃に会議を行う予定です。

(参考) : 龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例概要

第2条 (政治倫理基準)

- ① 品位と名誉を損なうような行為・疑惑を持たれるおそれのある行為をしない。
- ② 社会的通念を逸脱する金品の授受をしない。
- ③ 市等が発注する契約に関して、特定の業者に有利な取り計らいをしない。
- ④ 市等への許認可等の便宜を図らない。
- ⑤ 職員の公正な職務執行を妨げ、不正に権限を行使するよう働きかけない。
- ⑥ 職員の採用に関して推薦・紹介をしない。
- ⑦ (議員は、) 職員の昇格・異動に関して推薦・紹介をしない。
- ⑧ 道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない。

第3条 (市長等に係る契約等に関する遵守事項)

市長等本人・配偶者・2親等以内の親族・同居の親族が関与する企業は、市等が発注する契約・下請工事を辞退(明らかに法の趣旨に反しない場合を除く。)しなければならない。

第4条 (議員に係る契約等に関する遵守事項)

- ① 議員本人が個人事業主の場合は、各会計年度において、市等から支払を受ける金額の総額が政令で定める額(300万円)を超えるときは、市等が発注する契約・下請工事を辞退(明らかに法の趣旨に反しない場合を除く。)しなければならない。
- ② 議員が関与する企業(個人事業主の場合を除く。)、議員の配偶者・2親等以内の親族・同居の親族が関与する企業は、市等が発注する契約・下請工事を辞退(明らかに法の趣旨に反しない場合を除く。)しなければならない。

第5条 (指定管理者の指定辞退)

本人・配偶者・2親等以内の親族・同居の親族が関与する企業(市

が設立した公社等を除く。)は、市等の施設の指定管理者を辞退しなければならない。

第8条（政治倫理調査委員会の設置）

- ① 龍ヶ崎市政治倫理調査委員会を設置する。
- ② 調査委員会は、委員11人をもって組織する。
- ③ 委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから委嘱する。
- ④ 任期は2年とする。
- ⑤ 会議は、原則公開とするが、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。
- ⑥ 調査委員会は、市長の求めに応じて政治倫理に関する重要な事項を調査するものとする。
- ⑦ 調査委員会は、市長等・議員に資産資料等の提出を求めることができる。

（参考）：龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例施行規則概要

第7条（調査委員会の委員）

- ① 委員の選出基準は、次のとおり。
 - (1) 司法及び会計に知識を有する者 4人
 - (2) 選挙権を有する市民 7人（3人以内は公募）
- ② 市長等・議員の配偶者・3親等以内の親族から選任できない。